

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

規則	ページ
◎高知県事務処理規則の一部を改正する規則	1
<b>告示</b>	
◎鳥獣保護区の存続期間の更新 (鳥獣対策室)	1
◎特定獣具使用禁止区域(銃)の指定 (〃)	2
◎告示(銃獣禁止区域の設定)の一部改正 (〃)	5
◎告示(銃獣禁止区域の指定)の一部改正 (〃)	5
○大規模小売店舗の変更の届出に関する意見の概要 (経営支援課)	5
○保安林の指定予定の通知 (治山林道課)	5
○道路の区域変更(2件) (道路課)	5
○建築基準法による道路の位置の指定 (建築指導課)	5
○建築基準法による道の指定 (〃)	6
<b>公告</b>	
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	6
監査公表	
○高知県職員措置請求についての監査の執行結果	6

**規則**

高知県事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年11月9日

高知県知事 橋本 大二郎

**高知県規則第125号****高知県事務処理規則の一部を改正する規則**

高知県事務処理規則(平成15年高知県規則第44号)の一部を次のように改正する。

別表第2備考26を同表備考27とし、同表備考25を同表備考26とし、同表備考24を同表備考25とし、同表備考23を同表備考24とし、同表備考22を同表備考23とし、同表備考21を同表備考22とし、同表備考20を同表備考21とし、同表備考19を同表備考20とし、同表備考18を同表備考19とし、同表備考17を同表備考18とし、同表備考16を同表備考17とし、同表備考15を同表備考16とし、同表備考14を同表備考15とし、同表備考13を同表備考14とし、同表備考12を同表備考13とし、同表備考11を同表備考12と

し、同表備考10を同表備考11とし、同表備考9を同表備考10とし、同表備考8を同表備考9とし、同表備考7を同表備考8とし、同表備考6を同表備考7とし、同表備考5を同表備考6とし、同表備考4を同表備考5とし、同表備考3を同表備考4とし、同表備考2を同表備考3とし、同表備考1の次に次のように加える。

2 高知県安芸福祉保健所地域支援室、高知県中央東福祉保健所地域支援室、高知県中央西福祉保健所地域支援室、高知県須崎福祉保健所地域支援室及び高知県幡多福祉保健所地域支援室に属する職員に係る12から14まで及び16から18までの事項については、当該地域支援室長が専決するものとする。

**附則**

この規則は、公布の日から施行する。

**告示****高知県告示第716号**

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第1項の規定に基づき指定した天行寺鳥獣保護区、大津鳥獣保護区、鏡ダム鳥獣保護区及び太郎川公園鳥獣保護区について、同条第7項ただし書の規定に基づき次のとおり存続期間の更新をするので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により当該鳥獣保護区の名称、区域及び存続期間を告示する。

平成19年11月9日

高知県知事 橋本 大二郎

名称	区域	存続期間
天行寺鳥獣保護区	南国市成合の国道32号と林道祇園線との接点を起点とし、同所から同林道を北西進し境谷との接点に至り、同所から同谷を北進し同市と香美市との境界との接点に至り、同所から同境界を北東進及び南進し四国電力株式会社の送電線の直下との接点に至り、同所から同送電線の直下を西進し南国市天行寺と才谷との大字界との接点に至り、同所から同大字界を北西進し同国道との接点に至り、同所から同国道を北東進して起点に達する線に囲まれた区域	平成19年11月15日から平成29年11月14日まで
大津鳥獣保護	高知市大津の市道大津5号線と舟入川左岸との交点(鹿児橋南詰め)を起	平成19年11月15日から

次回中(印のあるものは、高知県法規集に登載するものです。)

区	点とし、同所から同左岸を北東進し同市と南国市との境界との接点に至り、同所から同境界を南進し国道195号との接点に至り、同所から同国道を南西進し農道明見介良線との接点に至り、同所から同農道を南進し同境界(明見橋南詰め)に至り、同所から同境界を西進、南東進及び東進し国道55号との交点に至り、同所から同国道を西進し市道大津114号線との接点に至り、同所から同市道を北進し農道との接点に至り、同所から同農道を北進し市道大津112号線との接点に至り、同所から同市道を北西進し市道187号線との接点に至り、同所から同市道を北進し国道195号を経て市道大津5号線との接点に至り、同所から同市道を北進して起点に達する線に囲まれた区域	平成29年11月14日まで
鏡ダム鳥獣保護区	高知市鏡今井川口の県道高知伊予三島と県道南国伊野との接点(川口橋北詰め)を起点とし、同所から同県道を北東進し同市の旧鏡村と旧土佐山村との境界との接点に至り、同所から同境界を南東進し同市鏡今井字青木2878番地1に至り、同所から同市鏡大利字下モヨケ1392番地2(林道大利線の終点)に直進し更に同林道を南進し市道鏡133号線との接点に至り、同所から同市道を南進し市道鏡2号線との接点に至り、同所から同市道を南西進し県道高知伊予三島との接点に至り、同所から同県道を北進して起点に達する線に囲まれた区域	平成19年11月15日から平成29年11月14日まで
太郎川公園鳥獣保護区	高岡郡橋原町飯母の国道197号の第2トンネルの南口を起点とし、同所から同国道を北東進し同国道の化粧坂トンネルの西口の町道橋原野越線との接点に至り、同所から同町道を東進し神在居峠の町道河野土線との接点に至り、同所から同町道を西進し旧開拓パイロット造成地との接点に至り、同所から同造成地の東側を南西進し同町道との接点に至り、同所から同町道を西	平成19年11月15日から平成29年11月14日まで

	進し同町飯母3015番地1の稜線との接点に至り、同所から同稜線を北西進して起点に達する線に囲まれた区域						
<b>高知県告示第717号</b>							
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき次のとおり特定猟具使用禁止区域の指定をするので、同条第12項において読み替えて準用する同法第34条第3項の規定により告示する。							
平成19年11月9日							
高知県知事 橋本 大二郎							
名称	区域	存続期間	禁止に係る特定猟具の種類	新堀川特定猟具使用禁止区域(銃)	土佐市新居の仁淀川河口の仁淀川右岸堤防と県道須崎仁ノとの接点(仁淀川河口大橋西詰め)を起点とし、同所から同県道を南西進し県道新居中島との接点に至り、同所から同県道を北西進し市道足原門田線との接点に至り、同所から同市道を北西進し市道石成江フチ線との交点に至り、同所から同市道を東進し仁淀川内堤防との接点に至り、同所から同堤防を北進し同堤防の延長線と鎌田用水路との交点に至り、同所から同用水路を北西進し同県道との交点に至り、同所から同県道を北進し市道中久保高川原線との接点に至り、同所から同市道を東進し市道渡場線との接点に至り、同所から同市道を北進し仁淀川右岸堤防との接点に至り、同所から同堤防を南東進して起点に達する線に囲まれた区域	平成19年11月15日から平成28年11月14日まで	銃器
名称	区域	存続期間	禁止に係る特定猟具の種類	野友特定猟具使用禁止区域(銃)	安芸郡北川村と同郡奈半利町との境界と県道奈半利東洋との交点を起点とし、同所から同境界を北進し同村、同町及び同郡田野町の境界との接点に至り、同所から同村と同町との境界を北進し県道西谷	平成19年11月15日から平成29年11月14日まで	銃器
名称	区域	存続期間	禁止に係る特定猟具の種類	沖ノ島特定猟具使用禁止区域(銃)	安芸市の安芸川右岸と満潮位の海岸線との接点を起点とし、同所から同右岸を北進し同川支流の江ノ川右岸との接点に至り、同所から同右岸を北西進及び北進し市道久世港町一丁目線との交点(梶橋西詰め)に至り、同所から同市道を東進し国道55号との接点に至り、同所から同国道を東進し伊尾木川橋東詰めに至り、同所から伊尾木川左岸を南進し満潮位の海岸線との接点に至り、同所から満潮位の海岸線を西進して起点に達する線に囲まれた区域	平成19年11月15日から平成29年11月14日まで	銃器
名称	区域	存続期間	禁止に係る特定猟具の種類	山南特定猟具使用禁止区域(銃)	香南市香我美町上分の県道稗地中村と市道岡秋末線との接点を起点とし、同所から同市道を北東進し同市香我美町上分字アオキグチ473-1番地に至り、同所から同市香我美町上分445-47番地を見通す線を直進しミカン畑に通ずる私道に至り、同所から同私道を北進及び南東進し稗地部落の同市香我美町上分字沢谷の沢谷に至り、同所から同谷を南進し市道螢野線との接点に至り、同所から同市道を南西進し同県道との接点に至り、同所から同県道を北西進して起点に達する線に囲まれた区域	平成19年11月15日から平成29年11月14日まで	銃器

	して起点に達する線に囲まれた区域				して起点に達する線に囲まれた区域			町道岡ノ瀬橋線との接点に至り、同所から同町道を南進し県道甲殿弘岡上との接点に至り、同所から高砂牧場の南の稜線を西進及び北西進し同町秋山字奥土居834番地2の新川川との接点に至り、同所から同川を西進し県道高知春野の明神橋東詰めに至り、同所から同県道を北進して起点に達する線に囲まれた区域			
片地特定獣具使用禁止区域(銃)	香美市土佐山田町佐古藪の市道102号線と市道3051号線との接点を起点とし、同所から同市道を北西進し市道217号線との接点に至り、同所から同市道を北進し市道3058号線との接点に至り、同所から同市道を北東進し農道舟谷池左岸線に至り、同所から同農道を北進し電源開発株式会社の長山送電線の直下との接点に至り、同所から同送電線の直下を南東進し市道3052号線との接点に至り、同所から同市道を南西進し同市土佐山田町間字長畝丸697番地5の谷に至り、同所から同谷を南進し三宝神社の山頂(標高175メートル)に至り、同所から同神社の参拝道を南進し市道102号線との接点に至り、同所から同市道を西進して起点に達する線に囲まれた区域	平成19年11月15日から平成29年11月14日まで	銃器	笹山特定獣具使用禁止区域(銃)	高岡郡日高村下分の村道西田本線と四国旅客鉄道株式会社土讃本線との交点を起点とし、同所から同村道を南進及び南東進し農道西田線との接点に至り、同所から同農道を南東進及び南進し同村と吾川郡いの町との境界と農道高野谷線との交点に至り、同所から同農道を南進及び南東進し同町大内字境ヶ谷3872番地に至り、同所から谷を南進し東西に延びる稜線との接点に至り、同所から同稜線を西進し同町と同村との境界上にある笹山三角点(標高309.1メートル)に至り、同所から同境界を南進し長山田川との接点に至り、同所から同川を北進し四国旅客鉄道株式会社土讃本線との接点に至り、同所から四国旅客鉄道株式会社土讃本線を東進して起点に達する線に囲まれた区域	平成19年11月15日から平成29年11月14日まで	銃器	北平特定獣具使用禁止区域(銃)	吾川郡春野町弘岡下の国道56号と町道飛石天理教線との接点を起点とし、同所から同国道を北進し荒倉トンネルの上部と荒倉峠から西分峠に通ずる耕作道との接点に至り、同所から同耕作道を東進し四国電力株式会社の送電線の直下との接点に至り、同所から同送電線の直下を南東進し同送電線の鉄塔20番に至り、同所から根木谷山に通ずる稜線を南西進し根木谷山三角点(標高245.8メートル)に至り、同所から同稜線を西進して起点に達する線に囲まれた区域	平成19年11月15日から平成29年11月14日まで	銃器
上野田特定獣具使用禁止区域(銃)	南国市上野田の市道南国108号線と国道195号との接点を起点とし、同所から同国道を北東進し広域農道南国線との接点に至り、同所から同広域農道を南進し同市道との接点に至り、同所から同市道を西進して起点に達する線に囲まれた区域	平成19年11月15日から平成29年11月14日まで	銃器	秋山西分特定獣具使用禁止区域(銃)	吾川郡春野町西分の県道高知春野と農道大津鶯尾線との接点を起点とし、同所から同農道を東進し宝司部川との接点に至り、同所から同川を南東進し町道船戸崎線との接点に至り、同所から同町道を西進し町道井筋北線との接点に至り、同所から同町道を南進し県道弘岡下種崎との接点に至り、同所から同県道を東進し町道岡線との接点に至り、同所から同町道を南進し同町道の終点に至り、同所から南に延びる岡の谷を南進し稜線に至り、同所から南下する谷を南進し町道田揚西諸木線と	平成19年11月15日から平成29年11月14日まで	銃器	ナウマンカルスト特定獣具使用禁止区域(銃)	高岡郡佐川町東元町の国道494号と町道花ノ木1号線との接点を起点とし、同所から同町道を南東進及び南進し町道襟野々2号線との接点に至り、同所から同町道を南西進及び南東進し町道花ノ木1号線との接点に至り、同所から同町道を西進し町道丸山岩ノ本線との接点に至り、同所から同町道を西進及び北西進し同国道との接点に至り、同所から同国道を北東進及び東進して起点に達する線に囲まれた区域	平成19年11月15日から平成29年11月14日まで	銃器
中島特定獣具使用禁止区域(銃)	南国市岡豊町の国分川右岸と県道八幡大津との接点(岡豊橋北詰め)を起点とし、同所から同県道を南西進し同市と高知市との境界との接点に至り、同所から同境界を西進及び北進し同右岸との接点に至り、同所から同右岸を東進	平成19年11月15日から平成29年11月14日まで	銃器								

窪川特定猟具使用禁止区域(銃)	高岡郡四十町平串の国道56号と町道窪川平串線との交点を起点とし、同所から同国道を南西進し同町呼坂の町道山手線との接点に至り、同所から同町道を南西進し町道榎山線との接点に至り、同所から同町道を南進し町道窪川若井線との接点に至り、同所から同町道を西進し四国旅客鉄道株式会社予土線との交点に至り、同所から四国旅客鉄道株式会社予土線を南西進し同町茂串町15番1号の元倉町営住宅先の歩道の踏切に至り、同所から同步道を西進し同町道との接点に至り、同所から同町道を北進し町道本町元倉線との接点に至り、同所から同町道を北進し国道381号との交点に至り、同所から同国道を西進及び南西進し同町新開町の町道窪川平串線との接点に至り、同所から同町道を北西進及び北東進して起点に達する線に囲まれた区域	平成19年11月15日から平成29年11月14日まで	銃器		土線との接点に至り、同所から四国旅客鉄道株式会社予土線を東進し同町十川字櫻木山842番1地先に至り、同所から南を見通す線を直進し同右岸との接点に至り、同所から同右岸を西進して起点に達する線に囲まれた区域			雁ヶ池特定猟具使用禁止区域(銃)	宿毛市山奈町山田の国道56号と通称雁ヶ池堤防との接点を起点とし、同所から同堤防を南進し同堤防の終点に至り、同所から市道平田山田線と宿毛市立貝惣保育園通園道との接点に直進し同接点に至り、同所から沼池と山地との境界沿いに北西進し高知県立宿毛工業高等学校の校庭に至り、同校庭と山地との境界を北西進し同国道との接点に至り、同所から同国道を東進し農道西すり線との接点に至り、同所から同農道を北東進し市道鹿島線との接点に至り、同所から同市道を南東進し市道丁場線との接点に至り、同所から同市道を南西進し同国道との接点に至り、同所から同国道を南東進して起点に達する線に囲まれた区域	平成19年11月15日から平成29年11月14日まで	銃器	
大井川特定猟具使用禁止区域(銃)	高岡郡四十町大井川の町道大井川八木線と農道沖内宮添線との接点を起点とし、同所から同農道を東進し町道大井川中央線との接点に至り、同所から同町道を南西進し町道大井川八木線との接点に至り、同所から同町道を北東進して起点に達する線に囲まれた区域	平成19年11月15日から平成29年11月14日まで	銃器		幡多青少年の家特定猟具使用禁止区域(銃)	幡多郡黒潮町上川口の高知県立幡多青少年の家の敷地全域	平成19年11月15日から平成29年11月14日まで	銃器	用井特定猟具使用禁止区域(銃)	四十市西土佐用井の市道白井岩用井線と林道用井線との接点を起点とし、同所から同市西土佐江川崎と西土佐橋との大字界と国道441号との接点を見通す線を直進し同接点に至り、同所から同国道を北進し新川崎橋を経て同市西土佐江川崎字上宮地149-1に至り、同所から東を見通す線を直進し市道用井昭和線との交点に至り、同所から同市道を南進し林道川田城線との接点に至り、同所から同林道を東進し作業路との接点に至り、同所から同作業路を東進しふれあいホールの敷地の境界との接点に至り、同所から同敷地の境界を東進し市有林界との接点に至り、同所から同市有林界(稜線)を東進及び南西進し天体ドームに至り、同所から南東を見通す線を直進し林道用井線との交点(1号橋北詰め)に至り、同所から同林道を南西進して起点に達する線に囲まれた区域	平成19年11月15日から平成29年11月14日まで	銃器
十川特定猟具使用禁止区域(銃)	高岡郡四十町十川の四十川右岸と長沢川左岸との合流点を起点とし、同所から同左岸を北進し国道381号を経て同町十川字松ノ越270番地先の四国旅客鉄道株式会社予	平成19年11月15日から平成29年11月14日まで	銃器		宝永黒鳥特定猟具使用禁止区域(銃)	安芸市宝永町の県道安芸物部と土佐くろしお鉄道株式会社ごめん・なはり線との交点を起点とし、同所から土佐くろしお鉄道株式会社ごめん・なはり線を西進し二軒屋谷との交点に至り、同所から同谷を北進し市道妙見刑部線との交点に至り、同所から同市道を南東進し四国電力株式会社の送電線の直下との交点に至り、同所から同送電線の直下を東進及び北東進し市道下口横線と市道高台寺イガガ線を結ぶ歩道との交点に至り、同所から同步道を北西進及び北東進し同市道との接点に至り、同所から同市道を東進及び南東進し同県道との接点に至り、同所から同県道を南進して起点に達する線に囲まれた区域	平成19年11月15日から平成29年11月14日まで	銃器				

岩戸特定獣具使用禁止区域（銃）	土佐市本村の県道家俊岩戸真幸と波介川右岸堤防との交点（戸波川橋東詰め）を起点とし、同所から同堤防を北東進し浅井川左岸堤防との接点に至り、同所から同堤防を南東進及び南進し市道岩戸本村線との接点（岩戸橋西詰め）に至り、同所から同市道を南西進し同県道との接点に至り、同所から同県道を南西進及び西進して起点に達する線に囲まれた区域	平成19年11月15日から平成29年11月14日まで	銃器	<p>削る。</p> <p><b>高知県告示第720号</b></p> <p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定による意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。</p> <p>平成19年11月9日</p> <p>高知県知事 橋本 大二郎</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>法第8条第1項の規定により高知市から聽取した意見（以下「意見」という。）の対象となった届出に係る告示 平成19年10月高知県告示第677号</li> <li>意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地 イオンモール高知 高知市秦南町1-144-1</li> <li>意見の概要 大規模小売店舗立地法第8条第1項の規定による生活環境の保持からの意見はありません。</li> </ol> <p><b>高知県告示第721号</b></p> <p>農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。</p> <p>平成19年11月9日</p> <p>高知県知事 橋本 大二郎</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>保安林予定森林の所在場所 香美市土佐山田町西又字丸山959の5、字南岡964の2、964の6（次の図に示す部分に限る。）</li> <li>指定の目的 水源のかん養</li> <li>指定施業要件 <ul style="list-style-type: none"> <li>立木の伐採の方法 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 主伐に係る伐採種は、定めない。</li> <li>イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</li> <li>ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</li> </ul> </li> <li>立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県森林部治山林道課及び香美市役所に備え置いて縦覧に供する。)</li> </ul> </li> </ol> <p><b>高知県告示第722号</b></p> <p>道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。</p> <p>その関係図面は、平成19年11月9日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。</p> <p>平成19年11月9日</p> <p>高知県知事 橋本 大二郎</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>道路の種類 県道</li> <li>路線名 弘岡下種崎</li> <li>道路の区域</li> </ol>
				<p>平成19年11月9日</p> <p>高知県知事 橋本 大二郎</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>道路の種類 県道</li> <li>路線名 後免中島高知</li> <li>道路の区域</li> </ol>
沖名特定獣具使用禁止区域（銃）	高岡郡日高村日下の県道谷地日下停車場と村道今市石田線との接点を起点とし、同所から同村道を南進し村道石田渋川線との接点に至り、同所から同村道を西進、北西進及び南西進し村道稻葉福田線との交点に至り、同所から同村道を南東進し村道稻葉深田線との接点に至り、同所から同村道を南東進、南西進、北西進及び北東進し村道稻葉福田線との接点に至り、同所から同村道を北西進し同県道との接点に至り、同所から同県道を北東進して起点に達する線に囲まれた区域	平成19年11月15日から平成29年11月14日まで	銃器	<p><b>高知県告示第723号</b></p> <p>道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。</p> <p>その関係図面は、平成19年11月9日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。</p> <p>平成19年11月9日</p> <p>高知県知事 橋本 大二郎</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>道路の種類 県道</li> <li>路線名 弘岡下種崎</li> <li>道路の区域</li> </ol>

## 高知県知事 橋本 大二郎

地名	地番	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
香南市野市 町土居字茶 邸	1480番13	6.00 6.90	49.31 8.35	

## 高知県告示第725号

次の道を建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定により指定する。

平成19年11月9日

高知県知事 橋本 大二郎

南国市左右山字下モサ々原33番3地先から領石字笛原145番3地先に至る延長105メートルの道

## 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成19年11月9日

高知県知事 橋本 大二郎

許可番号	開発区域に含まれる 地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
平成19年8月27日 19高都計第277号	南国市大塙字天王ヶ 内甲965-1ほか7 筆	南国市大塙甲977 野本 香代子

## 監査公表

## 監査公表第19号

平成19年11月9日

高知県監査委員 武石 利彦  
同 植田 壮一郎  
同 坂本 千代  
同 奴田原 訂

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づき、平成19年9月4日 高知市 下司孝之ほか4名から提出のあった高知県職員措置請求について監査を行い、平成19年10月25日に監査結果を通知したので、同条第4項の規定により、次のとおり公表する。

## (原文登載)

## 高知県職員措置請求監査報告書

## 第1 請求の受理

## 1 請求人

高知市 下司 孝之  
高知市 田所 辨蔵  
高知市 田中 正晴  
高知市 西岡 謙一  
高知市 森 武彦

## 2 請求の内容

請求人提出の高知県職員措置請求書による措置内容及び請求の理由は、次のとおりである。

## (1) 措置内容

- ア 都市計画道路はりまや町一宮線生態系（動物類）調査  
移植業務委託契約（以下「本件委託契約」という。）の  
変更（中止）及び委託費の支出の差し止め
- イ 移植業務が中止されない場合、委託費用282万4,500円  
の担当職員による損害賠償
- ウ 監査が終了するまでの間の施行の差し止め

## (2) 請求の理由

高知県（以下「県」という。）は、都市計画道路はりまや町一宮線（はりまや工区）（以下「はりまや工区」という。）にかかる街路事業で消失する生息域にすむシオマネキ（高知県絶滅危惧IA類）を他地区へ移植することのすべての委託契約をA社と交わし作業を進めている。

施主である高知駅周辺都市整備事務所（以下「整備事務所」という。）が文化環境部自然共生課（以下「自然共生課」という。）に平成19年7月31日に高知県希少野生動植物保護条例（平成17年高知県条例第78号。以下「条例」という。）に基づき行った県指定希少野生動植物捕獲等届出書（以下「届出書」という。）によれば、作業は進行中で平成19年9月10日から11日に予定期間終了とされている。（期間後も生息個体すべてを移植するまで繰り返す。）

このための委託費が282万4,500円とされているがこの公金支出は、のことから不当かつ違法である。

ア この委託業務のシオマネキ移植が完全に成功する保証が何もない。

平成14年8月に今回のような「強制移住」が浦戸湾内の入り江に試行された（個体9）が、平成16年度から平成17年度までのK大学理学部B教授らの調査で、移植された個体が確認されず全滅している可能性が高いことが明らかにされている。K大学B教授は、当時「絶滅危惧種の生物に対し、もっと慎重になるべき。安易な考え方移植などするものではない。」と警告を発していた。

ところで、県は、この結末の原因と対策を真剣に検討せず、県民に対する説明義務を果たしていないまま、今回無謀な「強制移住」を強行しようとしている。

届出書によれば、「今回の移植計画は、専門家（S大学C名誉教授）による現地調査によるアドバイスを受け、計画立案し」とされているが実行されていない。

整備事務所の担当者は、「平成19年度は事前調査をしていない。平成18年度の調査資料があるだけ。」と言いい、受託業者が専門家の指導を受けながら作業していると説明している。事前調査から、移植実施、事後のモニタリング調査まで受託業者に丸投げの契約となっている。

本来ならば、県が独自に専門家に調査を依頼してアドバイスを受け、今回は間違なく成功するとの客観的根拠に基づいて計画を立て、仕様書を作成して入札、契約を行い、第三者の専門家がチェックできる態勢を構築すべきであった。

受託業者が専門家の指導を受けたとしても、その報酬は業者が委託費の中から支払うとすれば、その指導は客觀性に乏しく業者寄りのものになるのは避けられず不適切である。

本件のような一步誤れば種の絶滅も招きかねず、全国的にも成功例がない等しい特殊な事業で、中間検査もなく成果品（業務報告書）が出るまで実体把握が不十分で、受託業者の報告以外に県が検査をしないなら予算のカラ支出となる。実効が担保されないまま契約を放置し、公金支出に至ることは、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第2条第14項の「住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにならなければならない。」に違反する会計行為であることは明白である。

なお、自然環境保護という住民福祉の観点から見ても不當であると指摘する。

ここで立ち止まり、専門家や自然保護団体などと協働して対応を再検討すべき時であり、すべての個体を移植するまでとする契約は変更し、公金支出が必要だとしても有効かつ厳密な根拠を明らかにして執行すべきである。

イ 本件では、自然共生課は指導、調整に動かず、全く機能していない。

整備事務所から届出書が出され、自然共生課から受理の通知が行われるだけである。

野生動植物の保護の観点から県が絶滅危惧種に指定

した動物の保護を座視するだけでは、自然共生課の予算が有効に活用されていないことも指摘する。

整備事務所が発行したパンフレットでは、「住民と行政が一体となり、歴史や自然環境を後世に残す。」と宣伝しているが、道路事業と自然環境保護の公益の比較考慮はされていない。

ここ数年来、地元関係者や自然保护団体等から自然保护や街づくりの観点から工事の変更、中止の申し入れが繰り返し行われているが、県は「工事ありき」で拒否回答を繰り返している。

本件委託契約及び移植業務は、公益性の観点から見ても、県民への説明義務の履行が不十分である。また、事業の公共性に疑問が高まり、行政への信頼は失墜するだけである。

これらの事実に照らしても、工事の邪魔者扱いで貴重なシオマネキの強制移住を図ることがいかに無謀なことかは明瞭である。

ウ しかも、条例及び高知県希少野生動植物保護条例施行規則（平成18年高知県規則第117号。以下「規則」という。）では、保護の推進体制として希少野生動植物保護専門員（3年任期）（以下「専門員」という。）、希少野生動植物保護推進員（以下「推進員」という。）、希少野生動植物保護取締員（以下「取締員」という。）などの体制整備が定められている。

ところが、条例施行（平成18年7月1日）後1年経過したが専門員等の委嘱、認定及び任命（以下「委嘱等」という。）は終わっていない。（平成19年度内に組織化予定）

保護の実際的システムは稼動前である。本件のシオマネキの移植の場合、これ等の保護体制が確立してのち実施が検討されるべきである。

公的な保護の保障が整わないままで、県民の税金を費やす本件委託業務は、公金支出の目的の正当性を担保できおらず不适当であると指摘する。

県の希少野生動植物保護という行政上の責務も無視した公益性を欠いた欠陥事務であり、移植強行は重大な誤りである。

エ ところで、本件委託契約の基とされたものに、新堀川生態系検討委員会（以下「委員会」という。）が平成13年9月6日に出した提言書がある。

この提言は、5項目の簡単なものであるが、「シオマネキ等については、施工中の被害を及ぼさないよう事前に移植をしておくこと。」とされている。

しかし、この委員会は、新堀川の生態を把握した上で工事との関係で工事の是非も含めて対応を検討して

いない。工事は、予定どおり行うことを前提に生態系の処分方法を示唆するだけであった。

通常は、環境問題を検討するなら、自然保护のため工事の変更も含め第三者の専門的立場で論議されるべきであるのに、このことが初めから無視されていた。

この委員会の性質を示すものとして、委員会の座長が新堀川関連の動植物、環境調査を一手に受注したD社の役員（常務）であることが指摘できる。受託業者の役員が検討をリードする仕組みを許すこと自体が行政と業者の癒着の構造の下で新堀川対策が立てられてきたとの疑惑を持たれるのは、社会的常識である。

オ 県は、D社に新堀川に関して底生動物保護業務（土質・水質・底質・底生動物移植）関連を平成14年6月に委託している。これも再委託、下請け任せがあったのではないか疑問が残る。

また、D社は、当該工事に関する調査、設計等の委託83件中30件も受注しており、極めて不正常な実態がある。

本件での入札の場合も、参加8企業がすべて予定価格内で、A社の落札率は93.4パーセントである。また、植物類調査委託の場合も、E社の落札率は92.7パーセントで高止まりの問題も指摘でき、官製談合の疑惑も生じている。

いずれの問題も、公共事業の契約の在り方として、正常なルールから逸脱しているとの疑念を生じさせるものである。

### (3) 事実を証する書面

ア 入札記録

イ 届出書

ウ 平成19年7月24日付け浦戸湾を守る会への知事からの回答

エ 平成19年8月14日付け高知新聞記事ほか

オ 平成18年5月30日付け新堀川の4車線化工事について（陳情）

カ シオマネキ保護対策についての協議（平成17年5月27日土木部都市整備課（現在は土木部都市計画課）作成）ほか

### 3 請求の要件審査

本件請求は、平成19年9月4日に受付し、要件審査の結果、法第242条に規定する要件を具备しているものと認め、同日付けで受理した。

### 4 暫定的停止勧告について

請求人は、本件委託契約の移植の暫定的停止を求めておりが、委託契約そのものが違法であると思料するに足りる相当な理由があるとは認められないことから、その必要はない

判断した。

### 第2 監査の実施

#### 1 証拠の提出及び陳述

(1) 請求人に対して、法第242条第6項の規定により、平成19年9月13日に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

この際、請求人から、請求内容を補足する内容として次の陳述がなされた。併せて、平成19年9月10日付け公文書不存在決定通知書ほかの書面が提出された。

ア 本件委託契約は指名競争入札で行われているが、自然環境の総合的な問題と公共事業との関わりの中で、県には移植に関する専門家がないので、いわゆる公募による提案型の入札にすべきである。

イ 仮に、指名競争入札にするとしても、県が実際に新堀川の状況を調べて専門家に依頼するなり協議して立案し、具体的な仕様書を作成して入札にかけるべきである。

ウ 本件委託契約の契約書の特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）の中で、移植に当たっては専門家の指導を仰ぐということが書かれてあるが、全く抽象的で、これを見て業者が積算するには全く役に立たないものである。

エ 設計金額は、県土木工事の標準基準書とか建設物価からその単価を引き写しておいて実際的な根拠がない。

オ 本件委託契約の契約書は、全く普通の土木工事のサンプルを付けているだけで、この内容を見てシオマネキの移植事業ができるとは到底考えられない。また、実際に、契約書の中に事業の中味にふれたところが一つもない。

カ 移植後に保護は行わないとしており、シオマネキを除くということが目的で、その種を保存していくということが計画の中にはない点で極めて問題がある。

キ 日高村のエコサイクルセンターの工事が始まってから、絶滅危惧種のオオタカの巣があるという指摘が出て、工事そのものを止めた。そういう点から比較しても、この前例からみても、今回の新堀川に対する取組は問題がある。

ク 本件委託契約がシオマネキを守るためのものであれば、自然共生課が発注すべきである。

#### (2) 執行機関に対して、同日に陳述の機会を与えた。

### 2 現地調査

平成19年9月19日に、整備事務所職員の立会いを求め、監査委員4名及び監査委員事務局職員3名が高知市はりまや町の本件シオマネキが生息するとされる場所及びその周辺において現地調査を行った。

### 3 関係機関調査

はりまや工区のシオマネキの移植計画等について、野生動植物の保護に関する事務を所管する自然共生課に対して、平成19年9月19日に監査委員による聞き取り調査を行った。

4 監査対象事項  
 請求の趣旨及び陳述内容から、本件委託契約の締結及び履行が違法・不当であるか否かを監査対象とした。

5 監査対象機関  
 本件委託契約の事務を所管している整備事務所を監査対象機関とした。

第3 監査の結果  
 請求人の主張は認められないので、本件請求を棄却する。以下、その理由について述べる。

1 事実関係の確認  
 監査の結果、次の事実を確認した。

(1) 本件委託契約の実施に至る経過  
 このことについて、整備事務所は次のように説明している。  
 ア はりまや工区は、平成7年に都市計画決定され、平成12年11月に事業認可の告示を受けて事業を実施していることから、道路建設を白紙に戻して議論するということはありえない。道路計画は、都市計画決定されたものであるので、これを無視して、この都市計画決定の是非を再検討するということは、委員会で議論すべきものではない。そういうことを前提に事業を進めている。  
 イ この事業の実施に先立って、平成10年度から高知市が浦戸湾全域の生息調査を行ってきたが、平成18年度下半期の調査において、平成19年度に工事に着手する区間にシオマネキが生息していることを確認した。  
 ウ このため、高知県レッドデータブック動物編（以下「レッドデータブック」という。）で絶滅危惧IA類に分類されており、事業の実施によって影響を受けるシオマネキの個体群を保全するため、近隣の水域に移植するとともに、移植後の生息状況についてモニタリングを実施することになった。

(2) シオマネキの保護について  
 ア 希少野生動植物としてのシオマネキの位置づけ  
 レッドデータブックによれば、カテゴリの区分の中で、絶滅危惧IA類は、「絶滅の危機に瀕している種であって、ごく近い将来において野生での絶滅の危険性が極めて高い種」とされている。  
 シオマネキについては、県指定希少野生動植物としての指定以外に、保護について具体的な指針等は定められていない。  
 なお、希少野生動植物の保護の指針としては、平成15

年4月に香川県が「ハクセンシオマネキ保護管理マニュアル」を作成している事例がある。

#### イ シオマネキの保護対策

自然共生課は、次のように説明している。

(ア) シオマネキの保護に関しては、条例第7条第1項の規定によって県指定希少野生動植物として指定されれば、指定後は原則として捕獲等が禁止される。今回は、条例で指定することが分かっていた（平成19年10月2日指定）ので、条例の趣旨を尊重して平成19年7月31日にシオマネキ約20個体を捕獲して移植する内容の届出書が整備事務所から提出された。

これを受けて、十脚甲殻類の専門家は四国では限られているため、レッドデータブックを編纂するときから指導を受けているS大学C名誉教授に問い合わせをし、届出の内容は適正であるとの回答を踏まえて受理の通知を行った。

(イ) 請求人が主張しているオオタカ等の猛禽類は、生態系においては食物連鎖の最上位に位置する生物であり、もともと個体数が少ない種である。また、行動範囲も広く、環境変化により絶滅した場合の生態系に与える影響が大きいと考えられるので、平成8年に当時の環境庁が「猛禽類保護の進め方（特にイヌワシ、クマタカ、オオタカについて）」という全国的な猛禽類の保護対策の基本方向を全般的に明らかにした指針を示している。

#### ウ これまでのシオマネキの移植とその結果

平成17年5月20日付け毎日新聞によれば、県が平成14年8月に移植した結果について、「K大学B教授らの昨年から今年の調査では、移したシオマネキは現地で見つからなかった。一方、その後、新堀川には新たに3匹が発見され、同川がシオマネキの生息環境に適していることを裏付けた。K大学B教授は『絶滅危惧種の生物に対し、もっと慎重になるべき。安易な考え方で移植などするものではない』と指摘する。」と報道されている。

整備事務所及び土木部都市整備課は、平成17年5月27日にS大学C名誉教授とシオマネキの保護対策について協議している。土木部都市整備課が作成した文書によれば、この平成14年8月の移植の結果は、「自然に死滅、他の動物に食べられた。寿命は3年から4年程度、巣の中にいて発見できなかった。別の場所に移動したこと等が考えられ、絶滅したとは言えない。」とされている。

また、浦戸湾全体として個体数が減少していることについては、「周期的に増減を繰り返す。昨年の台風の影響も考えられる。よほど環境変化がなければ数は回復

してくる。絶滅の可能性は今のところない。」とされている。

#### エ 移植の実効性について

整備事務所は、「S大学C名誉教授にも現地を見てもらい、適地選定もし、移植方法についてもアドバイスを受けるなど、整備事務所としては万全の処置をしたものと考えている。本件委託契約の実施に当たっては、高知市が平成16年度及び平成17年度に実施し、シオマネキが定着しているという実例も参考にして、干潟造成をするなどの措置をとり移植した。」と説明している。

#### (3) 委員会について

##### ア 設置の趣旨

委員会は、はりまや工区にシオマネキ等の希少動植物の生息が確認されたことから、はりまや工区の整備のために設置されていた生態系や景観・文化を踏まえて構造物を含む道づくり全般の提案を行うための検討会の下に置かれたものである。

また、委員会は、新堀川の生態系において絶滅の恐れのある種等の保護の施策を検討することを目的とし、土木構造物、魚類、十脚甲殻類、貝類、鳥類の5名の専門家によって構成されている。

##### イ 委員会委員の人選の方法

このことについて整備事務所は、「委員会委員は学識経験者ということで、当時の文化環境部環境保全課（現在は自然共生課）からの推薦等により選定した。また、座長は、県内の土木工学の第一人者であり、各種検討会等の座長などもしているし、所属している会社での立場を離れて純粋に土木工学の立場で検討してもらっている。」と説明している。

委員会の座長は、K大学の名誉教授であり、高知県公事事業再評価委員会の委員長など県の多くの委員会の委員長あるいは委員に選任されている。なお、座長は、D社の役員でもあるが、整備事務所の説明によれば、D社は当該工区の全委託業務85件中34件受注しており、当該委員の委嘱期間中（平成13年7月18日から平成14年3月31日まで）の受注は、1件となっている。

##### ウ 委員会の提言について

委員会は、平成13年9月6日付け土木部長に5項目の提言をしている。この中で、「シオマネキ等について施工中の被害を及ぼさないよう事前に移植をしておくこと。」とされている。

整備事務所は、本件委託契約はこの提言に基づいて締結されたものであると説明している。

#### (4) 本件委託契約について

##### ア 入札方法等

## (ア) 入札方法

本件委託契約については、8企業による指名競争入札が行われている。整備事務所は、県に専門知識がないため特記仕様書の中で、「専門家の指導を受けること」と明記するなど適切な対応をとったうえで指名競争入札で実施したと説明している。

## (イ) 契約日等

- a 契約日 平成19年7月3日
- b 契約金額 282万4,500円
- c 委託業者 A社

## (ウ) 設計金額

整備事務所は、平成14年8月に移植した実績及び高知市が行った同様の業務の結果並びに干渉造成について2社から徴した参考見積を組み合わせて作成したと説明している。

## (エ) 県の契約担当部署

条例第5条第2項において、「やむを得ない理由により希少野生動植物の生息又は生育の環境への負荷を与える開発行為をするときは、当該開発行為に伴って生ずる当該負荷を低減する等の措置を講ずるよう努めなければならない。」と規定されているので、整備事務所が契約担当部署となっている。

## (イ) 落札率

本件落札率は、93.4パーセントとなっている。

なお、整備事務所の入札記録によれば、請求人が高止まりであると主張しているはりまや工区の新堀川に関する底生動植物保護業務（土質・水質・底質・底生動物移植）の落札率は、次のとおりである。

業務名	落札率(%)
河川水辺環境調査委託業務（都計第2－4号）	97.1
鳥類調査委託業務（都計第2－8号）	92.9
底生動物保護対策委託業務（緊道整（B）第2－3号）	95.4
生態系（植物類）調査移植委託業務（住促街第1－16号）	92.7

## (ウ) 検査について

本件委託契約の契約書第30条によれば、業務終了後に検査するとされている。

## (エ) 支払予定期間

整備事務所は、本件委託契約の履行期限が平成20年1月31日になっているので、本件監査期間内に委託料の支払をすることないと説明している。

## (5) 委託業務について

## ア 事前調査について

平成10年度から高知市が実施していた生息調査が平成18年度で終了したため、平成19年度は資料がなく、本件委託契約で事前調査を行っている。

## イ 業務項目及び方法

特記仕様書第12条で、「本業務では、移植及び移植後のモニタリングを行う。移植の遂行に当たっては学識経験者の指導を仰ぐものとする。」と規定されている。

## ウ 移植計画の立案

特記仕様書第13条で次のとおり規定されている。

## (ア) 対象域でのシオマネキの生息状況調査

シオマネキの活動が活発になる6月、7月の潮位の低い日を選び、双眼鏡を用いた目視観察を行い、対象域での生息場所を確認するとともに生息個体数を計数する。

なお、観察は3回行うことにより、最も観察数の多い個体数を総生息個体数とする。

## (イ) シオマネキの資料及び文献調査

高知県内外のシオマネキの移植に関する既存の資料及び文献を収集・整理し、移植地の選定及び移植方法の検討の基礎資料とする。

## (ウ) 移植地の選定

浦戸湾内の今年度の生息状況及び既存資料により、現在シオマネキが生息している場所を移植候補地としてあげ、その中から最も条件が適した場所を移植地とする。

## (エ) 移植方法の検討

採捕方法、運搬方法、放生方法について、過去の事例を参考にするとともに、学識経験者に相談のうえ最適な方法を選定する。

## エ 委託業務の実施状況の確認

このことについて、整備事務所は次のように説明している。

(ア) 平成19年7月30日に整備事務所及び土木部都市計画課の職員が受託業者に同行し、新堀川の現地及び移植場所の選定等、現地視察を行っている。また、受託業者の調査及び捕獲の際には整備事務所の職員が立会いをしている。

なお、シオマネキは、非常に警戒心が強く、近づく足音等で直ちに巣穴にもぐり込み、しばらく巣穴

から出てこない習性があるため、近接しての個体確認は非常に困難である。また、雄は片方のハサミが大きいという特徴的な形状をしているが、雌はこの特徴がないために、小型個体の判別は拡大観して確認する必要がある。

(イ) 前回の移植のときはシオマネキの個体に番号を付けたが、カニ類なので、脱皮したり巣穴に入りしたときに擦れて、表示したものがすぐ消えるということがあった。今回は、個体に番号又は印を付けたとしても、この方法では確認できないことで、行っていない。

なお、移植地は公表しないこととされている。

## オ 業務の実績

整備事務所は、「本件委託業務の実施に当たり、高知市が平成16年度及び平成17年度に実施し、シオマネキが定着しているという実例も参考にして、干渉造成をするなどの措置をとり移植した。また、平成18年度に高知市の生息調査で、当該場所において、前期に24個体、後期に15個体が確認されている。平成19年度は本件委託契約の事前調査で21個体が確認されている。これらの個体数を参考にし移植数を予定した。移植実績としては、1回目に16個体、2回目が3個体、3回目が2個体、合計21個体を移動させた。」と説明している。

## カ 移植後の保護について

整備事務所は、「自然の状態でそのまま移植をするので、移植した場所は、特別に保護として、柵を設置するとかはしない。そういう意味での保護の計画はない。」と説明している。

## キ 学識経験者の指導について

整備事務所は、県に専門知識がないため特記仕様書の中で専門家の指導を受けることを明記するなど適切な対応をとったと説明している。また、自然共生課は、同課には動植物の専門家はいないと述べている。

このため、整備事務所は、「A社は、特記仕様書第12条に基づき、日本動物分類学会及び日本甲殻類学会に所属する十脚甲殻類の専門家であり、かつ、レッドデータブック編集委員（十脚甲殻類）及び高知県野生動植物専門家会議（十脚甲殻類）委員などの実績があるS大学C名誉教授に指導を仰いだ。」と説明している。

## (6) 推進体制について

ア 条例における希少野生動植物保護の推進体制については、条例及び規則で専門員、推進員及び取締員などの体制整備が定められている。

しかし、条例施行後1年経過したが、本件監査請求時には専門員等の委嘱等はされていない。

イ 自然共生課は、「条例は、平成18年7月1日に施行となり、これまで、各分野の専門家による県指定種の検討を続けてきた。平成19年10月2日に第1次の指定を行うので、今後は、早急に専門員等の委嘱等をして体制の整備をしていきたいと考えている。」と述べている。

また、整備事務所は、「保護体制が確立するまで、一切の事業は公金支出の正当性が担保されないというのではありませんが、恣意的な解釈であり、適正を欠くものであると言わざるを得ない。」と述べている。

## 2 監査委員の判断

### (1) シオマネキの移植の決定について

整備事務所は、1-(3)のウのとおり本件委託契約のシオマネキの移植は委員会の提言に基づくものであると説明している。

このことに関連して、請求人は、①この委員会は工事が前提のものであり、自然保護のため工事の変更も含め第三者の専門的立場で議論されるべきであるのに、このことがはじめから無視されていた、②この委員会の座長は、新堀川関連の動植物、環境調査を一手に受注した企業の役員であり、行政と業者の癒着の構造のもとで新堀川対策が立てられてきた、と主張している。

整備事務所が本件委託契約の根拠とする委員会の提言について、請求人の主張するような重大かつ明白な瑕疵があるとするならば、本件委託契約が違法・不当とされる余地もないではない。

ところで、①については委員会の在り方に関する事項であり、本件監査請求による監査においてその是非を判断する事項ではない。

次に、②については、1-(3)のイのとおり座長は県内では土木工学の専門家の一人とされており、この委員会以外にも県の多くの委員会等の委員長あるいは委員などに選任されていることからすれば、企業の役員という立場での委員会の座長に選任されたものとは認められない。また、委員会の議事録を精査してみても、座長が企業の立場で発言したり、あるいは企業に有利な議事進行をしたような事実は認められない。

したがって、提言が取りまとめられた過程において、特段の瑕疵は認められず、請求人の主張には理由がない。

### (2) シオマネキの移植業務の実効性について

ア 請求人は、シオマネキの移植が完全に成功する保証が何もないのに委託したことは違法・不当であると主張している。その根拠として、平成14年8月に実施したシオマネキの移植は失敗であり、その原因と対策を検討していないことをあげている。

この点について、1-(2)のウのとおり、K大学B教

授とS大学C名誉教授の見解には明らかな相違が見られる。

ところで、移植の実効性がないとするならば、本件委託契約はそもそもその必要性がなく、経費の無駄遣いになる恐れがあるため、この判断は慎重になされるべきであることは言うまでもない。この点について、整備事務所は、1-(2)のウ及びエのとおり見解の異なる双方の意見を比較検討することなく、終始一貫してS大学C名誉教授の意見を参考として移植の決定をしたことがうかがわれる。

シオマネキがレッドデータブックにおいて、絶滅危惧IA類とされていることからすれば、さらにより多くの意見を聴したうえで慎重に検討する余地があったとも考えられる。

しかしながら、1-(2)-イの(ア)のとおり、自然共生課の説明でも十脚甲殻類の専門家は四国でも限られていること及びS大学C名誉教授は十脚甲殻類に関しては高い見識を持つ専門家であり、レッドデータブックの編集委員でもある。こうしたことからすれば、整備事務所がS大学C名誉教授の意見を参考として、本件委託事業は実効性があると判断したことが妥当性を欠いているとまでは言えない。

イ 整備事務所は、1-(5)のオのとおり、平成16年度及び平成17年度に高知市が実施したシオマネキの移植において一定成果を上げていることを参考にしている。さらに、条例の趣旨を尊重して整備事務所が届出書を提出してシオマネキの移植を実施したことについて、1-(2)-イの(ア)のとおり自然共生課がやむを得ない措置をしていることがうかがわれる。

こうしたことからしても、本件シオマネキの移植について、実効性があるとした整備事務所の判断が誤りであったとは言えない。

### (3) 保護対策との関係について

ア 請求人は、シオマネキの保護体制が確立して後実施が検討されるべきであり、公的な保護の保証が整わないまま実施される本事業は正当性が担保されていないと主張している。

1の(6)のとおり、契約締結時点においては専門員、推進員及び取締員の委嘱等はなされておらず、必ずしも保護体制が整備されているとは言い難い状況にあった。

このため、今回の移植において、保護体制が整備されていないために、移植後シオマネキが捕獲される恐れがあるとするならば、移植の成果は期待できないと言うべきである。この点、整備事務所は、1-(5)-エの(イ)のとおり、移植地を公開していないため、取締員が任命

されていないとしても、そのことによって、直ちに移植されたシオマネキが捕獲される恐れがあるとまでは言えない。

したがって、保護体制が整備されていないということをもって、本件委託契約の実効性がないとまでは言えない。

イ 1-(2)-イの(イ)のとおり、オオタカの場合は、環境省において全国的な猛禽類の保護対策の基本方針を一般的に明らかにした指針を作成している。

しかし、シオマネキの場合にはこうした指針は定められてなく、県においても、開発行為とシオマネキの保護との関係について明確な指針等は示していない。そうであるなら、今回の事例のように開発行為に伴ってシオマネキの生息が確認できた場合には、シオマネキの保護対策が確立するまで工事を中止しなければならないものではない。

また、こうした場合の一般的な取扱方針や保護対策が検討されていない中で、1-(1)のアのとおり整備事務所には都市計画決定に基づく工事の施工中止を検討する余地がないとすれば、当面の対応として委員会の提言に従って移植を選択したことが必ずしも妥当性を欠いていとまでは言えない。

### (4) 契約手続等について

ア 請求人は、シオマネキの移植に関する専門的知識がない以上、公募による提案型(プロポーザル方式)の入札にすべきであったと主張している。

この点について整備事務所は、1-(5)のイのとおり特記仕様書の中に「専門家の指導を仰ぐもの」と明記するなど適切な対応を取っていると説明している。

しかしながら、1-(5)のキのとおり、県にはシオマネキの移植に関する専門的知識を持つ者がいないと認められることからすれば、特記仕様書に専門家の指導を受けることを明記するのみでは十分な説明とは言えず、プロポーザル方式も検討すべき余地があったとの主張は故なしとはしない。

もっとも、県が直接専門家と協議して仕様書等を作成し、これに基づいて指名競争入札の方法によったとするならば、プロポーザル方式によらなかったことをもって、その手続が直ちに不適切とまでは言えない。

イ このことに関連して、請求人は、本件委託契約にかかる設計書の特記仕様書は極めて不十分であり、入札業者が積算できるようなものになっていないと主張している。

1-(5)のイのとおり特記仕様書の内容は専ら専門家と協議して実施すると規定しているのみで、必ずしも捕

獲から移植に至るまでの具体的方法及び手順等が明確にされているとは言い難い。

ウ また、請求人は設計金額について、実際の根拠に基づかないものだと主張している。このことについて、整備事務所は、1-(4)-アの(ウ)のとおり平成14年の例や高知市の例を参考にし、干渉造成等について参考見積りを2社から徴したと説明している。

しかし、河川環境等も異なる以上、過去の例がそのまま適用できるとも考えにくい。また、事前調査を委託契約の内容としていることからすれば、その結果によっては委託業務の内容も相当程度変更されることも予想され、整備事務所の説明は十分なものであるとは言い難い。

#### (5) 委託業務について

ア 請求人は、本件委託契約が受託業者に丸投げの契約になっており、受託業者の検査以外に県が検査しなければ予算のカラ支出になると主張している。

この点について、事前調査を委託業務の一部に含めていること、実施段階において専門家の意見を聞くことを前提とし、そのための経費も委託料に含めていることからすれば、受託業者に依存したものとなっていることは否定できない。

しかしながら、1-(4)-アの(エ)のとおり、条例では、やむを得ない理由により希少野生動植物の生息又は生育の環境への負荷を与える開発行為をするときは、当該開発行為に伴って生ずる当該負荷を低減する等の措置を講ずるよう努めなければならないと規定されているものの、開発を行う者に対し、保護対策の指針は示されておらず、具体的な支援体制もない状況にある。また、自然共生課にもシオマネキの移植に関する明確な知見がない中で、このような契約内容とならざるを得なかったことについて、整備事務所の対応は必ずしも不適切なものとは言えない。

また、委託業務の実施状況については、1-(5)-エの(ア)のとおり、調査及び移植には県職員が立会いを行っていることが認められ、受託業者任せになっているとまでは言えない。

イ 請求人は、移植後の確認方法が不十分であると主張しているが、1-(5)-エの(イ)のとおりシオマネキの特性からすれば、整備事務所のとった方法が不適切なものとは言い難い。

さらに、請求人は、本件委託契約は移植後にシオマネキの保護が行われるようになっていないことを問題視している。しかしながら、本件シオマネキの移植が行われた浦戸湾一帯に生息するシオマネキも格別の保護対策が

取られているとは認められず、これと同様に自然の状態に置くことをもって今回の対応が特に不適切なものとは認められない。

#### (6) 入札結果について

請求人は入札の参加8企業がすべて予定価格内であること、かつ、落札率が高止まりであることから、官製談合の疑惑があると主張している。

しかし、予定価格は公表されており、入札価格がすべて予定価格内であったことについては、特に問題があるとは認められない。また、落札率については、1-(4)のイのとおり、本件委託契約が高止まりである結果とはなっていない。

#### (7) 結論

以上のことから、シオマネキの移植が適当であり、移植による成果も見込まれると整備事務所が判断して、本件委託契約を締結したことについて、裁量権を濫用し、あるいは逸脱したものとは認められない。

また、契約手続は、必ずしも十分であったとは言えない部分も認められるが、さりとて、シオマネキの保護対策が県として未だ確立されていない現状と照らし合わせて考えれば、本件委託契約が妥当性を欠き違法・不当なものであるとまでは言えないものと判断する。

なお、請求人は道路事業と自然環境保護の公益性との比較考慮について言及しているが、このことは、本件監査請求において判断すべき対象ではないことを付言しておく。